

関市地域クラブ BC関 活動規約

第1条（目的）

当クラブは、中学校部活動の地域移行に伴う受け皿として、保護者を中心とした地域部活動として主に中学生のスポーツ活動を支援することを目的とした組織です。勝利だけではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことにより、当クラブが地域に根付いたものとなり、卒業したクラブ員が指導者として再び関わる事のできることを願い、地域部活動としての活動を目指します。

第2条（名称）

当クラブは、「関市地域クラブ BC関」と称する。

第3条（クラブ員）

1. 当クラブは、軟式野球を希望する、原則市内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。
2. 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。
3. クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名と共に退会届を提出する。

第4条（役員）

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

代表者1名、監督1名、コーチ若干名、連絡責任者1名、会計1名

代表者は、クラブを代表する責任者

監督及びコーチは、技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う

連絡責任者は、保護者の代表責任者、活動場所や大会などの連絡調整を行う

会計は、クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う

役員任期は、1年とし再任は妨げない。

第5条（総会）

総会は、クラブ員全員の参加を原則とし、年2回総会を開催する。

総会は、クラブ員の半数以上の出席をもって成立する。

総会の議長は、その総会において、出席したクラブ員の中から選出する。

総会の議事は、出席したクラブ員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会では以下の内容について承認及び決定する。

1. 代表者、監督、コーチ等の役員を選任、学年代表の選任、承認
2. 活動報告及び会計報告

3. 活動計画及び予算案

4. その他審議事項

第6条（活動場所）

当クラブの活動拠点は「緑ヶ丘中学校 グラウンド」とし、他に活動施設として「武芸川中学校、下有知中学校、小金田中学校、富野中学校及び津保川中学校 グラウンド」とする。

第7条（活動日時）

当クラブの活動は、原則土曜日及び日曜日の3時間程度とする。

警報発令時や学校の期末テスト期間などの活動は原則行わない。

第8条（会費）

当クラブの会費は、ひとり月2,000円とし、前期と後期の2回に分けて会計が徴収する。なお、前期は保護者のスポーツ障害保険加入費を別途徴収する。

大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

退会する場合は、支払われた会費のまだ達していない月数分を返金する。

第9条（傷害保険）

当クラブの活動に携わる全員は「スポーツ障害保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに当てる。

第10条（研修）

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は市、県スポーツ協会やスポーツ少年団が主催する指導者研修や自分たちで考えた研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止に対する知識と理解を高める。

第11条（その他）

本規約の改定及び本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

附則 本規約は令和6年3月25日から施行する。